

# 児童センター（児童館）利用希望者のみなさまへ

児童館の運営は市町村によって様々です。当町では国の制度改正により、平成28年度から児童館型から放課後児童クラブ型に変わりました。運営内容をご確認いただき、添付書類等を全て準備した上で、各館に直接申請書等を提出して下さい。

## <児童館・児童センターとは>

児童福祉法に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としています。児童センターはその機能に加えて児童の体力増進に関する指導機能を併せ持つものです。

## <開館時間・休館日>

- ・平日(通常) 9:15~18:00
- ・学校休業日 8:00~18:00  
(土曜日、夏休み等の長期休業中)  
※7:30~8:00(有料)  
18:30まで延長可能(有料)
- ・休館日…日祝・振替休日・年末年始(12/29~1/3)

## <児童館地域活動連絡協議会(旧母親クラブ)について>

児童健全育成に関心のある方などなたでも会員になれます。加入すると家族全員が会員となり、行事等の活動に参加できます。

※活動は児童館・児童センターと共催ですので、利用児童の保護者は必ず加入して下さい。

## 令和6年度 入館申請受付について

・ 申請書類配布開始 R6年1月15日(月)~

・ 提出期間 **R6年2月1日(木)~2月17日(土)**

※休館日を除く、開館時間内に提出して下さい。

・ 提出する書類等について

①「児童館（児童センター）利用（放課後児童クラブ入会）登録申請書」（裏面も）

②緊急カード

③町児童館地域活動連絡協議会（旧母親クラブ）会員申込書（年会費をそえて）

④タオル1枚、雑巾2枚

※見本は各館にあります。

※町児童館地域活動連絡協議会の福祉ボランティア活動で、学校や福祉施設に寄付したり、各児童館で児童の環境活動に使います。

⑤保護者の就労等に関する下記書類のいずれかを提出してください。

・ 保護者（父母）の就労証明書（社保・国保の方全員）

※自営業の方は添付書類が必要になる場合があります。

・ 求職活動中の方は、ハローワークカードのコピー

※3ヶ月ごとに活動状況の確認をさせていただきます。

・ 保護者が病気治療中又は介護・看護の場合、診断書等（通院、介護・看護状況が確認できる書類）

※診断書の作成料は自己負担となります。ご了承下さい。

※上記以外の方は、該当する書類を提出して頂きますので、ご相談下さい。